

(証券コード3002)  
平成26年6月3日

株 主 各 位

京都府綾部市青野町膳所1番地

**グンゼ株式会社**

代表取締役  
社 長 児 玉 和

## 第118期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成26年6月24日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午後1時
2. 場 所 京都府綾部市青野町膳所1番地 当社本社講堂
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第118期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の第118期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役10名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第5号議案 当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）継続の件
4. 招集にあたっての決定事項  
〔議決権の行使等についてのご案内〕（58頁から59頁まで）をご参照ください。

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gunze.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、政府による経済政策、いわゆるアベノミクスの効果により超円高の解消や株価回復が進み、個人消費においても高額品などの持ち直しや消費増税に伴う駆け込み需要もあり、景気は緩やかな回復基調となったものの、一方では、原材料・エネルギーコストの上昇や円安による輸入品の値上げなどにより物価上昇への懸念から節約志向も強く、依然として不透明な状況で推移しました。

このような状況において当社グループでは、最終年度を迎える中期経営計画『Innovation 4S (平成23年度～平成25年度)』の重点戦略である「成長確保」と「体質強化」を両輪として、激変する市場環境への対応力強化に取り組みました。

機能ソリューション事業は、競争激化や原材料価格高騰などがあったものの、電子部品分野がタッチパネル用フィルム需要の増加により大幅に改善しました。アパレル事業においては、円安や海外労務費高騰などによるコストアップ要因もあり厳しい経営環境が続きました。

その結果、当連結会計年度の売上高は142,425百万円（前期比7.6%増）、営業利益は4,375百万円（前期比155.8%増）、経常利益は5,058百万円（前期比117.3%増）、当期純利益は2,508百万円（前期は純損失1,161百万円）となりました。

セグメント別の概況については、次のとおりであります。

#### 【機能ソリューション事業】

プラスチックフィルム分野は、原材料価格が高止まりするなか、飲料向け平板収縮フィルムおよび野菜向け防曇フィルムが堅調に推移したほか、消費増税前の駆け込みおよび切り替え需要により包装資材などが順調に推移しました。エンジニアリングプラスチック分野は、OA機器用部材での需要が下げ止まり傾向であり、半導体関連部材が伸長しました。電子部品分野は、価格競争が激化するなか、パソコン向け透過型静電容量方式タッチパネルやスマートフォン向け半製品・フィルムが堅調に推移しました。メディカル分野は、欧州、北米、中国での販売が順調に推移しました。以上の結果、機能ソリューション事業の売上高は58,235百万円（前期比17.6%増）、営業利益は4,745百万円（前期比68.7%増）となりました。

### 【アパレル事業】

インナーウェア分野では、円安や海外労務費高騰の影響を受けるなか、事業構造改革に取り組み、生産性向上による原価改善や固定費削減並びに不採算店舗からの撤退等を推進し、収益性は改善しました。商品面では、紳士のベーシック商品の“新生Y G”を発売し、婦人肌着でもミドルエイジ向け“KIREILABO”を強化しました。一方、レグウェア分野は、プレーンストッキングやレギパン（レギンスパンツ）が順調に推移しましたが、円安による原価アップを吸収できませんでした。また、アパレル事業全般で、年度末には消費増税による駆け込み需要も発生しました。以上の結果、アパレル事業の売上高は70,461百万円（前期比0.7%増）、営業利益は1,400百万円（前期比0.5%増）となりました。

### 【ライフクリエイト事業】

不動産関連分野は、商業施設「ゲンゼ タウンセンター つかしん」のリニューアル効果や消費増税前の駆け込み需要もあり、堅調に推移しました。スポーツクラブ分野は、新規会員獲得キャンペーン等により会員数を伸ばしました。また、緑化分野もエリア戦略の強化により順調に推移しました。以上の結果、ライフクリエイト事業の売上高は14,497百万円（前期比4.5%増）、営業利益は1,367百万円（前期比30.9%増）となりました。

## (2) 企業集団が対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、日本経済は輸出産業を中心に徐々に明るい兆しが見え、政府の景気対策の効果などによる経済成長が見込まれる一方、消費増税に伴う駆け込み需要の反動や家計の実質所得減少による個人消費の低迷、円安による原材料価格の高騰など、依然として不透明な状況で、企業業績や消費マインドを悪化させるリスク要因を多くはらんでおり、当社グループを取り巻く経営環境は、予断を許さない状況が継続するものと予想されます。

このような環境にあつて、新年度からは新中期経営計画『CAN 20（平成26年度～平成32年度〈2020年度〉）』がスタートします。

新中期経営計画では、ポートフォリオ戦略として、SBU（戦略的ビジネスユニット）分類評価による「選択と集中」を推進します。また成長戦略の要として、組織横断でのCFA（クロスファンクショナルアプローチ）プロジェクトにより当社グループの経営資源を組み合わせる効率的に新規事業を創出・育成し、QOL（クオリティ オブ ライフ）の向上に貢献する健康・医療分野などの事業拡大に取り組みます。成長戦略を支援する経営基盤強化対策として、コア技術力・グローバル対応力・コーポレートブランド価値など無形資産の強化を図ります。これらの取り組みを通して、当社グループの特長をいかした「こちよさ」をお客様に提供するグローバル企業として社会に貢献してまいります。

機能ソリューション事業は、プラスチックフィルム分野では米国事業など収縮フィルムの海外強化とナイロンフィルムの収益改善を推進します。エンジニアリングプラスチック分野では半導体関連など繊維技術活用製品の拡大を図ります。また、電子部品分野では光学フィルムを含めたフィルム販売事業の早急な事業基盤構築と拡大を図ります。メディカル分野では縫合補強材の米国進出並びに中国での生産基盤の確立を推進します。

アパレル事業では、引き続き事業構造改革に取り組むとともに、強い基幹ブランドへの集中と海外・Web・ドラッグルートなどの成長チャネル戦略を強化してまいります。

ライフクリエイト事業では、遊休資産を活用して不動産分野の収益力の向上を図ります。スポーツクラブ分野においては、海外を含む積極的な多店舗展開により売上を拡大してまいります。

株主各位におかれましても、変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は6,768百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 電子部品生産設備用建屋及び生産設備
- ・ プラスチックフィルム生産設備
- ・ 大阪地区社宅建替え

## (4) 資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金および長期借入金等を充当しました。なお、当期におきましては、増資および社債発行による資金調達は行っておりません。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	単位	第115期 (平成22年度)	第116期 (平成23年度)	第117期 (平成24年度)	第118期 (平成25年度)
売 上 高	百万円	133,705	136,621	132,373	142,425
営 業 利 益	百万円	3,085	1,023	1,710	4,375
経 常 利 益	百万円	3,285	975	2,328	5,058
当 期 純 利 益 (△当期純損失)	百万円	1,796	571	△1,161	2,508
1株当たり当期純利益 (△1株当たり当期純損失)	円	9.23	2.96	△6.06	13.09
総 資 産	百万円	163,917	168,517	163,328	166,544
純 資 産	百万円	113,345	110,197	108,745	114,183

### ② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	単位	第115期 (平成22年度)	第116期 (平成23年度)	第117期 (平成24年度)	第118期 (平成25年度)
売 上 高	百万円	110,485	111,576	104,183	110,139
営 業 利 益 (△営業損失)	百万円	7	△523	46	1,134
経 常 利 益	百万円	1,786	1,068	1,898	3,247
当 期 純 利 益 (△当期純損失)	百万円	1,024	373	△3,125	1,984
1株当たり当期純利益 (△1株当たり当期純損失)	円	5.27	1.93	△16.31	10.35
総 資 産	百万円	148,882	148,350	140,639	140,961
純 資 産	百万円	116,416	113,052	108,355	109,257

## (6) 主要な事業内容及び売上高・営業利益

(単位：百万円)

主要な事業内容		第117期(平成24年度)		第118期(平成25年度)	
		売 上 高	営 業 利 益	売 上 高	営 業 利 益
機能ソリューション事業	プラスチックフィルム、エンジニアリングプラスチック、電子部品、機械類、メディカル材料等	49,538	2,813	58,235	4,745
アパレル事業	インナーウェア、レグウェア、テキスタイル、繊維資材	69,991	1,393	70,461	1,400
ライフクリエイティブ事業	不動産の賃貸及び売買、緑化樹木、スポーツクラブの運営管理等	13,867	1,044	14,497	1,367
事業部門計		133,397	5,251	143,194	7,514
消 去 又 は 全 社		△1,024	△3,540	△768	△3,138
連 結 合 計		132,373	1,710	142,425	4,375

## (7) 主要な営業所及び工場

- 本 社 部 門 綾部本社（京都府綾部市）、大阪本社（大阪府大阪市）、東京支社（東京都中央区）、研究開発部（滋賀県守山市ほか）
- 国内生産拠点 宮津工場（京都府宮津市）、綾部工場（京都府綾部市）、梁瀬工場（兵庫県朝来市）、久世工場（岡山県真庭市）、守山工場（滋賀県守山市）、江南工場（愛知県江南市）、亀岡工場（京都府亀岡市）、東北グンゼ㈱（山形県寒河江市）、九州グンゼ㈱（宮崎県小林市）、福島プラスチック㈱（福島県本宮市）、グンゼ包装システム㈱（滋賀県守山市）、グンゼ高分子㈱（神奈川県伊勢原市）
- 国内販売拠点 各カンパニー、各事業部営業部課（東京都中央区、大阪府大阪市ほか）
- 海外生産拠点 Gunze Plastics & Engineering Corporation of America（米国）、上海郡是新塑材有限公司（中国）、Gunze Electronics U.S.A. Corp.（米国）、Dongguan Guan Zhi Electronics Ltd.（中国）、東莞郡権電子有限公司（中国）、郡宏光電股份有限公司（台湾）、山東冠世針織有限公司（中国）、Gunze (Vietnam) Co.,Ltd.（ベトナム）、上海郡是通虹纖維有限公司（中国）
- その他の拠点 グンゼ開発㈱（兵庫県尼崎市）、㈱つかしんタウンクリエイト（兵庫県尼崎市）、グンゼスポーツ㈱（兵庫県尼崎市）、グンゼグリーン㈱（兵庫県尼崎市）

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比
7,629名	656名減

(注) 上記には臨時従業員の期中平均雇用人数614名は含みません。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比	平均年令	平均勤続年数
1,936名	80名減	才月 42.11	年月 20.1

(注) 上記には出向者474名及び臨時従業員の期中平均雇用人数404名は含みません。

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容等
福島プラスチック(株)	百万円 390	100.00%	プラスチックフィルムの製造加工
グンゼ包装システム(株)	310	100.00%	プラスチックフィルムの印刷加工及び販売
グンゼ高分子(株)	300	100.00%	プラスチックフィルム等の製造加工及び販売
東北グンゼ(株)	100	100.00%	インナーウェアの製造加工
九州グンゼ(株)	200	100.00%	レッグウェアの製造加工
グンゼ開発(株)	250	100.00%	不動産の賃貸及び売買
㈱つかしんタウンクリエイト	20	100.00%	商業施設の運営
グンゼスポーツ(株)	80	100.00%	スポーツクラブの運営及び管理
グンゼグリーン(株)	110	100.00%	緑化樹木の販売
Gunze Plastics & Engineering Corporation of America	百万US\$ 20	100.00%	プラスチックフィルムの製造及び販売
上海郡是新塑材有限公司	百万元 81	100.00%	プラスチックフィルムの製造及び販売
上海郡是新包装有限公司	百万元 26	93.00%	プラスチック製品の加工・販売
Gunze Electronics U. S. A. Corp.	百万US\$ 3	100.00%	電子部品の製造及び販売
GGI Technology Ltd.	百万US\$ 16	89.00%	電子部品の仕入及び販売
郡宏光電股份有限公司	百万NT\$ 700	51.00%	電子部品の製造及び販売
山東冠世針織有限公司	百万元 125	100.00%	インナーウェア及びレッグウェアの製造加工
Gunze (Vietnam) Co., Ltd.	百万US\$ 6	84.00%	インナーウェアの製造及び販売
上海郡是通虹繊維有限公司	百万元 48	100.00%	ミシン糸の製造販売

(注) ㈱つかしんタウンクリエイトはグンゼ開発(株)を通じた間接所有であります。上海郡是新包装有限公司はグンゼ包装システム(株)を通じた間接所有であります。GGI Technology Ltd. は、100%子会社のGuan Zhi Holdings Ltd.を通じてDongguan Guan Zhi Electronics Ltd. 及び東莞郡権電子有限公司を間接所有しております。

## (10) 主要な借入先の状況

### ① 主要な借入先

借入先	借入金残高
シンジケートローン	8,004百万円
(株) 京都銀行	3,210百万円
(株) 三菱東京UFJ銀行	2,323百万円
(株) 日本政策投資銀行	2,000百万円

(注) シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。

- ② (株)三菱東京UFJ銀行を主幹事、(株)みずほ銀行をリードマネージャーとする銀行団(全3行)とコミットメントライン契約(コミットメント額:50億円、契約期間:平成26年1月9日~平成27年1月7日)を締結しております。なお当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。

## (11) その他企業集団に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 500,000,000株
- ② 発行済株式の総数 209,935,165株
- ③ 当事業年度末の株主数 32,318名
- ④ 大株主（上位10名の株主）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	26,188 <sup>千株</sup>	13.66%
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,131	3.19
(株) 京 都 銀 行	5,875	3.06
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,017	2.61
日 本 興 亜 損 害 保 険 (株)	4,380	2.28
(株) G S I ク レ オ ス	4,205	2.19
第 一 生 命 保 険 (株)	4,154	2.16
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株)	3,938	2.05
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	3,785	1.97
グ ン ゼ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	2,839	1.48

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式18,312千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除した191,623千株を分母として計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

決議年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間
平成19年8月3日 (第1回)	42個	普通株式 42,000株	439,000円 (1株あたり439円)	1,000円 (1株あたり1円)	平成19年8月21日から 平成49年8月20日まで
平成20年7月30日 (第2回)	124個	普通株式 124,000株	379,000円 (1株あたり379円)	1,000円 (1株あたり1円)	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで
平成21年7月31日 (第3回)	175個	普通株式 175,000株	348,000円 (1株あたり348円)	1,000円 (1株あたり1円)	平成21年8月19日から 平成51年8月18日まで
平成22年8月4日 (第4回)	191個	普通株式 191,000株	234,000円 (1株あたり234円)	1,000円 (1株あたり1円)	平成22年8月20日から 平成52年8月19日まで
平成23年8月4日 (第5回)	220個	普通株式 220,000株	196,000円 (1株あたり196円)	1,000円 (1株あたり1円)	平成23年8月20日から 平成53年8月19日まで
平成24年8月3日 (第6回)	249個	普通株式 249,000株	158,000円 (1株あたり158円)	1,000円 (1株あたり1円)	平成24年8月22日から 平成54年8月21日まで
平成25年8月2日 (第7回)	260個	普通株式 260,000株	197,000円 (1株あたり197円)	1,000円 (1株あたり1円)	平成25年8月21日から 平成55年8月20日まで

決議年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (取締役在任中の付与分)		合計	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
平成19年8月3日 (第1回)	2名	38個	1名	4個	3名	42個
平成20年7月30日 (第2回)	4名	108個	1名	16個	5名	124個
平成21年7月31日 (第3回)	4名	150個	1名	25個	5名	175個
平成22年8月4日 (第4回)	5名	165個	1名	26個	6名	191個
平成23年8月4日 (第5回)	5名	189個	1名	31個	6名	220個
平成24年8月3日 (第6回)	6名	224個	1名	25個	7名	249個
平成25年8月2日 (第7回)	8名	260個	0名	0個	8名	260個

(注) 1. 「新株予約権の払込金額」は、割当日時点の公正価値（ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定）相当額であります。

2. 上記新株予約権には、退任役員にかかる新株予約権は含まれておりません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況

(平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	平 田 弘	CEO
代表取締役社長	児 玉 和	社長執行役員、COO
常 務 取 締 役	服 部 和 徳	常務執行役員、経営戦略部長、CHO、CCSRO、CRO
取 締 役	天 野 勝 介	弁護士、北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー、(株)青山キャピタル社外監査役、ロート製薬(株)社外監査役
取 締 役	白 井 文	
取 締 役	鈴 木 昌 和	執行役員、研究開発部長
取 締 役	浜 村 眞	執行役員、アパレルカンパニー長、CLO
取 締 役	廣 地 厚	執行役員、アパレルカンパニーインナーウェア事業本部長、CCO
取 締 役	古 川 知 己	執行役員、経営戦略部次長兼財務経理統括室長、CFO、CMAO、CIO
取 締 役	赤 瀬 康 宏	執行役員、人事・総務部長、CHO代理
常任監査役	下 井 幸 夫	常勤、日東精工(株)社外監査役
監 査 役	亀 徳 忠 正	(株)オーク製作所社外監査役
監 査 役	井 上 圭 吾	弁護士、アイマン総合法律事務所
監 査 役	丹 原 英 夫	

- (注) 1. 取締役天野勝介氏、白井文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役亀徳忠正氏、井上圭吾氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 常任監査役下井幸夫氏は、当社における経理財務部門での経験を有し、また監査役亀徳忠正氏は、金融機関における長年の経験があり、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 北浜法律事務所・外国法共同事業、(株)青山キャピタル、ロート製薬(株)、(株)オーク製作所、アイマン総合法律事務所と当社の間には、いずれも特別な関係はありません。
5. 社外監査役杉山清次氏は健康上の理由により平成25年11月5日付をもって辞任しております。同日、補欠監査役として選任されていた井上圭吾氏が社外監査役に就任しております。なお、杉山清次氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておりました。また、同氏はジェイエフイーホールディングス(株)社外監査役及び第一三共(株)社外取締役を兼職しておりましたが、両社と当社の間には、いずれも特別な関係はありません。
6. 当事業年度末日後の会社役員の担当の異動は次のとおりであります。  
平成26年4月1日付

地 位	氏 名	担 当
取 締 役	鈴 木 昌 和	執行役員、QOL研究所長
取 締 役	浜 村 眞	執行役員、アパレルカンパニー長付、CLO
取 締 役	廣 地 厚	執行役員、アパレルカンパニー長、インナーウェア事業本部長、CCO

7. 担当名の略称の説明

C E O	Chief Executive Officer (最高経営責任者)
C O O	Chief Operating Officer (最高執行責任者)
C H O	Chief Human-Resources Officer (人事担当)
C C S R O	Chief Corporate Social Responsibility Officer (CSR担当)
C R O	Chief Research and Development Officer (研究開発担当)
C L O	Chief Logistics Officer (物流担当)
C C O	Chief Compliance Officer (コンプライアンス担当)
C F O	Chief Financial Officer (財務担当)
C M A O	Chief Management & Accounting Officer (経営・管理担当)
C I O	Chief Information Officer (情報担当)

(参考) 当社では執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(平成26年4月1日現在)

氏 名	担 当
友 松 孝 夫	技術開発部長、CTO
岡 修 也	繊維資材事業部長
佐 口 敏 康	プラスチックカンパニー長
木 村 克 彦	エンブラ事業部長
森 田 真一郎	メディカル事業部長
溝 口 克 彦	グンゼ開発(株)代表取締役社長
佐 藤 雅 之	グンゼスポーツ(株)代表取締役社長
吉 田 聡	電子部品事業部長
高 尾 茂 樹	アパレルカンパニー次長、レグウェア事業本部長
阿 武 克 也	アパレルカンパニーインナーウェア事業本部長
及 川 克 彦	研究開発部長

(注) CTOは、Chief Technical Officer (技術担当) の略。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	12人 (2人)	236百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6人 (3人)	34百万円 (12百万円)
計	18人	271百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。  
 2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与として費用計上した26百万円、ストック・オプションによる報酬額51百万円を含めております。  
 3. 取締役及び監査役の支給人数及び報酬等の額には、平成25年6月25日開催の第117期定時株主総会において退任した取締役2名及び監査役1名、並びに平成25年11月5日付で辞任した社外監査役1名を含めております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	天 野 勝 介	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち13回出席し、弁護士としての企業法務分野における豊富な経験・識見に基づき、議案の審議に際して法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での確かな発言並びに提言を適宜行うとともに、経営トップ及び取締役等と経営に関する意見交換を実施しました。
社外取締役	白 井 文	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち13回出席し、議案の審議に際して、長年に亘り行政に携わった幅広い知識・経験と市民・消費者の立場から必要な発言並びに提言を適宜行うとともに、経営トップ及び取締役等と経営に関する意見交換を実施しました。
社外監査役	亀 徳 忠 正	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち12回、13回の監査役会のうち13回にそれぞれ出席し、主要な事業場等への実地調査を行う等各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において企業経営者及び監査役としての豊かな経験と高い見識に基づく提言を行っております。
社外監査役	杉 山 清 次	平成25年11月5日に辞任するまでに開催した7回の取締役会のうち1回、8回の監査役会のうち1回にそれぞれ出席し、各部門の業務執行状況について聴取し、銀行経営者としての豊かな経験と高い見識に基づく提言を行いました。
社外監査役	井 上 圭 吾	平成25年11月5日の就任後開催した6回の取締役会のうち6回、5回の監査役会のうち5回にそれぞれ出席し、主要な事業場等への実地調査を行う等各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において弁護士としての専門的な知識及び幅広く豊富な実務経験に基づく提言を行っております。

(注) 監査役杉山清次氏は平成25年11月5日付をもって辞任しております。同日、補欠監査役として選任されていた井上圭吾氏が監査役に就任しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、600万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。なお、社外監査役であった杉山清次氏も同内容の責任限定契約を当社と締結しておりました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

協立監査法人

### (2) 報酬等の額

① 報酬等の額	39百万円
② 当社及び当社連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性を損なう事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループ構成員の具体的な行動指針として制定した「グンゼ行動規範」を周知徹底し経営理念の実現を図るものとする。
- ②当社は、当社グループのCSRへの取り組みを強化するためCSR推進室を設置し、CSR統括役員（CCSRO）を任命するとともに、特に法令等遵守と企業倫理の確立を図るためにコンプライアンス担当役員（CCO）を任命する。  
また、「CSR規程」「コンプライアンス規程」等に基づき、組織横断的に統括する組織である「全社CSR委員会」（委員長：CCSRO）において、法令等遵守のための体制強化を図るものとする。
- ③当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役会は当社グループの重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督するものとする。
- ④当社は、取締役会の経営監視機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を選任するものとする。
- ⑤当社は、取締役・執行役員・監査役を対象としたCSRセミナーを定期的を実施し、違法行為や不正の未然防止に努めるものとする。
- ⑥常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するものとする。
- ⑦当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。
- ⑧当社は、「情報開示規程」に基づき、情報取扱責任者を置いて、当社グループの会社情報の的確な管理・統制を図るとともに、開かれた企業グループとして、適正な情報を迅速かつ公正に開示するものとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書などの取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書規程」等によって保存・管理を行うものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの組織横断的なリスク管理体制を強化し、リスク全般についてその未然防止や不測の事態への適切な対応を図るものとする。  
特に情報リスクに関しては、「ITセキュリティ方針」・「ITセキュリティ対策標準」に基づき、当社グループの情報資産の保護に努めるものとする。
- ②当社は、「営業秘密管理基本規程」、「営業秘密管理基準」に基づき、組織横断的に統括する組織である「営業秘密管理委員会」（委員長：CCO）を置いて、当社グループにおける営業秘密の適正な管理に努め、重要な営業秘密の漏洩防止を図るものとする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、「経営執行会議規約」に基づき、チーフオフィサー等で構成される経営執行会議を概ね週1回開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行うものとする。
- ②当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制をとるものとする。
- ③当社は、変化の激しい経営環境に機敏に対応し、経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年とする。
- ④当社は、「業務分掌内規」、「カンパニー長責任権限規程」、「事業グループ長責任権限規程」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続きの明確化並びに経営・管理の効率向上に努めるものとする。
- ⑤当社は、当社グループの業務執行を効率的に行うため、全社プロジェクト活動を通じて、ITを活用した業務改革を推進するものとする。
- ⑥監査役は、取締役が善管注意義務に則り行う、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況について監視・検証するものとする。

### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループ構成員に対して必要な教育・研修を定期的実施するほか、法令の制定・改正が行われた場合、また当社グループや他社で重大な不祥事や事故が発生した場合には、すみやかに必要な教育・研修を実施するものとする。
- ②当社は、当社グループに適用する規程・規約を社内イントラネットに掲載し、使用人がいつでも縦覧できるようにするものとする。
- ③コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口（「なんでも相談ホットライン」）を通して使用人が直接通報を行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止に努めるものとする。特に重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見したときは、社長（COO）又はコンプライアンス担当役員（CCO）にも直接通報するものとする。

## **(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①当社は、「**全社CSR委員会**」による統括のもと、当社各部門・グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、コンプライアンスの徹底を図るものとする。特にITセキュリティについては、当社各部門・グループ各社にITセキュリティ責任者（DIO：ディビジョン・インフォメーション・オフィサー）を置き、管理の徹底を図るものとする。
- ②当社は、当社グループ各社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告と重要案件についての事前協議等を通じて指導・助言を行い、業務の適正化を図るものとする。
- ③業務監査室は、当社グループの業務全般に係わる内部統制の有効性について監査し、企業集団としての業務の適正と効率性確保を図るものとする。
- ④監査役は、前項③の監査報告に基づき、監査を必要とする当社グループ会社に対して、内部統制の有効性、企業集団としての業務の適正と効率性について監査を行うものとする。なお、監査役が必要と認めた場合については、当社グループ会社に対して、監査役が直接監査を行うものとする。

## **(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る当社グループの内部統制の有効性を的確に評価するため、「**内部統制実施基準**」に基づき、内部統制評価責任者（CFO）ほか各種責任者を置いて、連結財務諸表を構成する当社及び連結子会社の内部統制を整備・運用・評価し、その結果を内部統制報告書として公表するものとする。

## **(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、監査業務を補助するため、「**監査役監査規程**」に基づき必要に応じて業務監査室等の使用人を使用できるものとする。

## **(9) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、業務監査室長等、上長の指揮命令を受けないものとする。

## **(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ①取締役は、会社の信用や業績に大きな悪影響を与えるなど、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその事実を監査役に報告するものとする。
- ②取締役及び使用人は、監査役から監査において必要となる報告の要求があった場合には、遅滞なく報告するものとする。
- ③業務監査室長は、業務監査室による監査指摘事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。
- ④取締役及び使用人は、上記(5)の③に基づく情報のうち重要な事項については、遅滞なく監査役に報告するものとする。

## (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、定期的に代表取締役、会計監査人及び業務監査室と意見交換、情報交換を行うものとする。
- ②監査役は、取締役及び使用人に監査指摘事項を提出するとともに、必要に応じて該部門の是正勧告や助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めるものとする。
- ③監査役の半数以上は社外監査役とし、監査における透明性を確保するものとする。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社グループは、「品質第一」と「技術立社」を基盤に、創業の精神である「人間尊重」、「優良品の提供」、「共存共栄」を企業理念として顧客起点の事業運営を行っております。この理念の下、企業の社会的責任（CSR）に積極的に取り組むとともに、各事業の商品、サービスを通して「お客さまに“こちよさ”をお届けしていく」という強い意思をもち、「社会にとって必要とされる企業」「社会とともに持続発展する企業」を目指しております。

また、当社グループは、企業価値向上を目指し、株主重視の経営姿勢を堅持していくことを基本に、収益性の向上、資本の効率化に取り組むとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、配当金支払い・自己株式取得等を通じて、中長期的な業績見通しに基づいた、安定的・継続的な利益還元を図っております。

一方、当社の株主のあり方については、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、会社の支配権の移転をとまなう買収提案がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、上記のような取り組みを通して、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を図るためには、株主の皆様はもとより、お客様・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、発展させていくことが重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、ステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが可能な者である必要があると考えております。

従って、当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

### ① 中期経営計画の推進

当社グループは、中期経営計画（CAN 20計画：第119期～第125期<2020年度>）を展開しており、『集中と結集』をキーコンセプトに、「SBU（戦略的ビジネスユニット）戦略による既存事業の選択と集中」、「CFA（クロス ファンクショナル アプローチ）活動による成長・新規事業の育成・創出」、「成長戦略を支援する経営基盤強化」を基本戦略として、企業価値の向上を図っていくこととしております。

### ② コーポレートガバナンスの強化

当社は、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化を図るため、第110期（平成17年度）に執行役員制度の導入、取締役員数の削減を行うとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、第111期（平成18年度）に取締役任期を2年から1年に変更し、併せて経営の透明性の確保を図るため社外取締役の選任を行うなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

## (3) 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、企業価値の維持・向上を目的として、また株主の皆様が自ら適切な判断を行うのに十分な時間・情報を確保するために平成18年5月12日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）」を決議し、そのうえで平成18年6月29日開催の第110期定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただきました。

この対処方針は、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえて一部改定され、平成20年6月26日開催の第112期定時株主総会並びに平成23年6月24日開催の第115期定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、更新いただきましたが、有効期間が平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしていることから、平成26年6月25日開催予定の第118期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において株主の皆様からご承認いただくことを条件に、平成26年5月13日開催の取締役会において、これを一部改定し、「当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）の継続について」（以下、「本対処方針」といいます。）として継続することを決議し、同日付でその詳細を公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス<http://www.gunze.co.jp/>）に掲載しております。

なお、議案の詳細については、本総会招集通知に添付の参考書類第5号議案（44頁から57頁）を参照ください。

## (4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが、当社の支配の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対処方針においては、大量買付行為があった際には、当社取締役会は特別委員会の開催を要請し、買収提案内容及び対抗措置について、同委員会による評価・勧告に対し責任を持って評価したうえで原則として従うものとしていること、また対抗措置は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件に該当する場合にのみ発動されるものであることから、本対処方針は当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付ルールの遵守や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表

〈単位：百万円  
単位未満切捨て表示〉

(平成26年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>73,503</b>	<b>流動負債</b>	<b>32,502</b>
現金及び預金	6,757	支払手形及び買掛金	9,491
受取手形及び売掛金	30,252	短期借入金	4,781
商品及び製品	19,439	コマーシャル・ペーパー	4,500
仕掛品	6,746	1年内返済予定の長期借入金	1,451
原材料及び貯蔵品	6,370	未払法人税等	622
短期貸付金	411	賞与引当金	1,109
繰延税金資産	1,069	設備関係支払手形	2,563
その他	2,489	その他	7,981
貸倒引当金	△33	<b>固定負債</b>	<b>19,858</b>
<b>固定資産</b>	<b>93,040</b>	長期借入金	13,333
<b>有形固定資産</b>	<b>68,763</b>	長期預り敷金保証金	4,401
建物及び構築物	38,093	退職給付に係る負債	1,672
機械装置及び運搬具	16,084	その他	450
工具、器具及び備品	1,178	<b>負債合計</b>	<b>52,360</b>
土地	11,894	<b>純資産の部</b>	
リース資産	105	<b>株主資本</b>	
建設仮勘定	1,406	資本金	26,071
<b>無形固定資産</b>	<b>1,468</b>	資本剰余金	14,061
ソフトウェア	1,173	利益剰余金	77,771
その他	295	自己株式	△7,614
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,808</b>	株主資本合計	110,289
投資有価証券	12,684	その他の包括利益累計額	
長期貸付金	690	その他有価証券評価差額金	365
退職給付に係る資産	1,454	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	3,616	土地再評価差額金	△400
その他	4,514	為替換算調整勘定	850
貸倒引当金	△151	退職給付に係る調整累計額	1,251
<b>資産合計</b>	<b>166,544</b>	その他の包括利益累計額合計	2,067
		新株予約権	312
		少数株主持分	1,514
		<b>純資産合計</b>	<b>114,183</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>166,544</b>

## 連結損益計算書

〈単位：百万円  
単位未満切捨て表示〉

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

科	目	金	額
売	上		142,425
売	上		107,007
販	上		35,418
営	業		31,043
営	業		4,375
受	取	30	
受	取	265	
営	業	1,358	1,654
支	払	167	
営	業	804	971
経	常		5,058
特	別		5,058
固	定	1,416	
特	別	93	1,510
固	定	221	
退	職	886	
事	業	697	
所	の	109	1,915
税	金		4,653
法	人	977	
法	人	957	1,935
少	数		2,718
少	数		209
当	期		2,508

(参考情報)

## 連結包括利益計算書

〈単位：百万円  
単位未満切捨て表示〉

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

科	目	金	額
少	数		2,718
少	数		2,718
そ	の		
そ	の	392	
繰	延	△56	
為	替	2,271	2,607
包	括		5,326
(内訳)			
親	会	4,956	
少	数	369	5,325

## 連結株主資本等変動計算書

〈単位：百万円  
単位未満切捨て表示〉

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	26,071	14,064	76,700	△7,603	109,233
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,437		△1,437
当 期 純 利 益			2,508		2,508
自己株式の取得				△22	△22
自己株式の処分		△3		11	8
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△3	1,070	△11	1,056
当 期 末 残 高	26,071	14,061	77,771	△7,614	110,289

	その他の包括利益累計額						新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 償 損	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額			
当 期 首 残 高	△27	57	△400	△1,261	—	△1,632	268	876	108,745
連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当									△1,437
当 期 純 利 益									2,508
自己株式の取得									△22
自己株式の処分									8
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	392	△56	—	2,112	1,251	3,700	43	638	4,381
連結会計年度中の変動額合計	392	△56	—	2,112	1,251	3,700	43	638	5,437
当 期 末 残 高	365	0	△400	850	1,251	2,067	312	1,514	114,183

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 45社

主要な連結子会社

主要な連結子会社については、「事業報告」の「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

##### ② 主要な非連結子会社の状況

福島グラビア㈱ほか

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称

福島グラビア㈱、全紡グンゼ㈱ほか

(持分法を適用していない理由)

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、在外連結子会社の決算日(12月31日)を除き、連結決算日と一致しております。連結計算書類の作成にあたっては、在外連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、：主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額  
原 材 料、貯 蔵 品 額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

機 械 類 の 仕 掛 品：個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- ② 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの：移動平均法に基づく原価法
- ③ デリバティブの評価基準及び評価方法：時価法
- ④ 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
- ・リース資産以外の有形固定資産  
定額法によっております。
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する方法）によっております。  
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ロ. 無形固定資産  
定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ⑤ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は取引先の資産内容等を考慮して計上しております。
- ロ. 賞与引当金  
当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社（大連坤姿时装有限公司を除く）の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務、外貨建予定取引
通貨スワップ	借入金

・ヘッジ方針

取引権限及び取引限度額を定めた責任権限規定に基づき行っております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上することとしております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日改正）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日改正）を当連結会計年度末より適用しております。（ただし、当該会計基準第35項本文及び当該適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）

当該会計基準等の適用に伴い、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る資産に計上しております。

また、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額（退職給付に係る調整累計額）に加算しております。

この結果、当連結会計年度末において、その他の包括利益累計額（退職給付に係る調整累計額）が1,251百万円増加しております。

## (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

### 有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産（平成10年4月1日以降に取得した建物を除く）の減価償却方法については、従来、当社及び国内連結子会社は主として定率法、また、在外連結子会社は定額法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社において定額法に変更しております。

当社グループの有形固定資産の利用状況を検討した結果、耐用年数にわたり安定的に稼動しており、修繕費等の設備維持費用も概ね平準的に発生していることから、設備の物的劣化も年数経過とともに一定に進んでいることが検証できたため、機能ソリューション事業の国内大型投資が概ね完了したことを機会に、国内外の会計処理の統一を図るためにも定額法に変更し、耐用年数にわたって均等に費用配分を行うことが、当社グループの事業特性をより適切に反映できるものと判断いたしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費が1,076百万円減少し、営業利益は903百万円、経常利益は954百万円、税金等調整前当期純利益は947百万円それぞれ増加しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 158,277百万円 |
| (2) 担保資産及び担保付債務        |            |
| 担保に供している資産             |            |
| 投資有価証券                 | 1,068百万円   |
| 担保に係る債務                |            |
| 長期預り敷金保証金              | 328百万円     |
| (3) 保証債務残高（経営指導念書等を含む） | 2,802百万円   |
| (4) 土地の再評価             |            |

連結子会社であるグンゼ開発(株)は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

#### ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて発表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

#### ・再評価を行った年月日

平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（同法第10条の規定する差額）△188百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 209,935,165株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,437	7.5	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,437	利益剰余金	7.5	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,300,000株

### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行にて行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

デリバティブは、為替変動リスクを低減するために、外貨建輸出入取引については為替予約取引を、長期借入金の一部の外貨建借入金については通貨スワップをそれぞれ実需の範囲内でのみ利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	6,757	6,757	—
② 受取手形及び売掛金	30,252	30,252	—
③ 短期貸付金	411	411	—
④ 投資有価証券	10,053	10,053	—
⑤ 長期貸付金	690	690	—
資産計	48,165	48,165	—
⑥ 支払手形及び買掛金	9,491	9,491	—
⑦ 短期借入金	4,781	4,781	—
⑧ コマーシャル・ペーパー	4,500	4,500	—
⑨ 1年内返済予定の長期借入金	1,451	1,451	—
⑩ 設備関係支払手形	2,563	2,563	—
⑪ 長期借入金	13,333	13,327	△5
⑫ 長期預り敷金保証金	4,401	4,188	△212
負債計	40,523	40,305	△218
⑬ デリバティブ取引	99	99	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③短期貸付金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券  
株式は取引所の価格によっております。

⑤長期貸付金  
回収可能性を反映した元利息の受取見込額を、残存貸付期間に対応するリスクフリーレート（国債利回り等）等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率にて割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられることから、時価は帳簿価額によっております。

⑥支払手形及び買掛金、⑦短期借入金、⑧コマーシャル・ペーパー、⑨1年内返済予定の長期借入金、⑩設備関係支払手形  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪長期借入金  
長期借入金のうち金利が固定されているものについては、残存期間における元利息の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、通貨スワップの振当て処理の対象とされているものについては、当該通貨スワップと一体として処理された元利息の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

⑫長期預り敷金保証金

将来キャッシュ・フローを見積もり、残存不動産賃貸契約期間等に対応するリスクフリーレート（国債利回り等）等に信用スプレッドを上乗せした利率にて割り引いた現在価値により算定しております。

⑬デリバティブ取引

為替予約によって生じた債権・債務を純額で表示しており、合計で債務となる場合については、（ ）で表示しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,630百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、兵庫県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸オフィスビル、賃貸住宅を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
20,637	28,966

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び土地再評価差額金を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる評価額や指標を基に自社で合理的な調整を加えて算定した金額であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 586.35円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13.09円  |

# 貸借対照表

〈単位：百万円  
単位未満切捨て表示〉

(平成26年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	73,287	<b>流動負債</b>	21,129
現金及び預金	3,120	支払手形	438
受取手形	2,865	買掛金	5,122
売掛金	23,334	短期借入金	3,348
商品及び製品	17,243	コマーシャル・ペーパー	4,500
仕掛品	3,828	未払金	1,905
原材料及び貯蔵品	1,880	未払費用	1,827
短期貸付金	17,783	未払法人税等	171
繰延税金資産	832	預り金	700
その他の	2,411	与引当金	766
貸倒引当金	△13	設備購入支出手形	2,221
		その他の	124
		<b>固定負債</b>	10,574
		長期借入金	9,004
		退職給付引当金	459
		長期預りの保証金	968
		その他	141
<b>固定資産</b>	67,673	<b>負債合計</b>	31,703
<b>有形固定資産</b>	27,762	<b>純資産の部</b>	
建築物	11,082	<b>株主資本</b>	
構築物	761	<b>資本金</b>	26,071
機械及び装置	6,402	<b>資本剰余金</b>	
車両運搬具	16	資本準備金	6,566
工具、器具及び備品	671	その他資本剰余金	7,495
土地	8,302	資本剰余金合計	14,061
リース資産	1	<b>利益剰余金</b>	
建設仮勘定	524	利益準備金	12
		その他利益剰余金	76,084
<b>無形固定資産</b>	1,190	特別償却準備金	20
ソフトウェアその他	1,190	固定資産圧縮積立金	666
		別途積立金	71,240
<b>投資その他の資産</b>	38,720	繰越利益剰余金	4,157
投資有価証券	10,179	利益剰余金合計	76,096
関係会社株式	18,734	<b>自己株式</b>	△7,614
投資損失引当金	△3,449	<b>株主資本合計</b>	108,615
出資金	234	<b>評価・換算差額等</b>	
関係会社出資金	6,781	その他有価証券評価差額金	329
長期貸付金	1,554	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	4,171	評価・換算差額等合計	330
その他の	1,386	<b>新株予約権</b>	312
貸倒引当金	△871	<b>純資産合計</b>	109,257
<b>資産合計</b>	140,961	<b>負債及び純資産合計</b>	140,961

## 損 益 計 算 書

〈単位：百万円  
単位未満切捨て表示〉

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		110,139
売 上 原 価		84,123
売 上 総 利 益		26,016
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,881
営 業 利 益		1,134
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	339	
受 取 配 当 金	789	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1,910	3,040
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	871	926
経 常 利 益		3,247
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,412	
そ の 他	105	1,517
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	110	
退 職 給 付 費 用 数 理 差 異 償 却 額	889	
事 業 構 造 改 善 費 用	636	
そ の 他	106	1,741
税 引 前 当 期 純 利 益		3,023
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	263	
法 人 税 等 調 整 額	775	1,039
当 期 純 利 益		1,984

## 株主資本等変動計算書

〈単位：百万円  
単位未満切捨て表示〉

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合計
		資 本 準備金	その他 本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合計		
						特別償却 準備金	固定資産 圧 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	26,071	6,566	7,498	14,065	12	39	672	77,240	△2,414	75,550	△7,603	108,083
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△1,437	△1,437		△1,437
特別償却準備金の取崩						△19			19			
固定資産圧縮積立金の取崩							△5		5			
別途積立金の取崩								△6,000	6,000			
当 期 純 利 益									1,984	1,984		1,984
自己株式の取得											△22	△22
自己株式の処分			△3	△3							11	8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計			△3	△3		△19	△5	△6,000	6,571	546	△11	531
当 期 末 残 高	26,071	6,566	7,495	14,061	12	20	666	71,240	4,157	76,096	△7,614	108,615

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△54	57	3	268	108,355
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,437
特別償却準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
別途積立金の取崩					
当 期 純 利 益					1,984
自己株式の取得					△22
自己株式の処分					8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	383	△56	326	43	370
事業年度中の変動額合計	383	△56	326	43	902
当 期 末 残 高	329	0	330	312	109,257

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、：移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低  
原材料、貯蔵品 下による簿価切下げの方法により算定）

機械類の仕掛品：個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に  
よる簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却  
原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法

#### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法：時価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・リース資産以外の有形固定資産：定額法

・リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として  
算出する方法）。

ただし、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所  
有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続  
き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ  
ております。

② 無形固定資産

定額法。ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内  
における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっ  
ております。

#### (5) 重要な引当金の計上の方法

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権につ  
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ  
いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上  
しております。

② 投資損失引当金

関係会社株式の価値の減少に備えるため、関係会社の財政  
状態の実状を勘案した必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち  
当期に帰属する部分を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年間）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

- (6) 外貨建の資産又は負債の換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務、外貨建予定取引
通貨スワップ	借入金

- ③ ヘッジ方針

取引権限及び取引限度額を定めた責任権限規定に基づき行っております。

- (8) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

- (9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

### 有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産（平成10年4月1日以降に取得した建物を除く）の減価償却方法については、従来、当社は定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社の有形固定資産の利用状況を検討した結果、耐用年数にわたり安定的に稼動しており、修繕費等の設備維持費用も概ね平準的に発生していることから、設備の物的劣化も年数経過とともに一定に進んでいることが検証できたため、機能ソリューション事業の国内大型投資が概ね完了したことを機会に、定額法に変更し、耐用年数にわたって均等に費用配分を行うことが、当社の事業特性をより適切に反映できるものと判断いたしました。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、当事業年度の減価償却費が911百万円減少し、営業利益は749百万円、経常利益は799百万円、税引前当期純利益は792百万円それぞれ増加しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	23,599百万円
長期金銭債権	2,139百万円
短期金銭債務	4,117百万円
長期金銭債務	328百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	84,865百万円
(3) 担保資産及び担保付債務	
① 担保に供している資産	
投資有価証券	1,068百万円
② 担保に係る債務	
長期預り保証金	328百万円
(4) 保証債務残高（経営指導念書等を含む）	11,424百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	15,452百万円
仕入高	42,668百万円
営業取引以外の取引高	2,364百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	18,312,159株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因	
繰延税金資産	
賞与引当金	265百万円
退職給付引当金	2,420百万円
関係会社投融資評価損失	2,212百万円
固定資産減損損失	327百万円
たな卸資産処分損	262百万円
未払事業税・未払事業所税	39百万円
繰越欠損金	1,571百万円
その他	196百万円
繰延税金資産小計	7,297百万円
評価性引当額	△1,755百万円
繰延税金資産合計	5,541百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△174百万円
固定資産圧縮積立金	△352百万円
特別償却準備金	△10百万円
繰延ヘッジ利益	△0百万円
繰延税金負債合計	△538百万円
繰延税金資産の純額	5,003百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、主に電子計算機及びその周辺機器についてリース契約により使用しています。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	福島プラスチック㈱	所有 直接100%	当社製品の製造 運転資金の貸付	債務保証 (注2)	2,000	—	—
	グンゼ包装システム㈱	所有 直接100%	当社製品加工販売 運転資金の貸付	資金の貸付 (注1)	—	短期貸付金	2,164
	グンゼ物流㈱	所有 直接100%	当社製品の流通加工	資産の賃貸	390	—	—
	グンゼ開発㈱	所有 直接100%	設備資金・運転 資金の貸付 事業用地の貸与	資金の貸付 (注1) 債務保証 (注2)	— 2,900	短期貸付金 —	12,576 —
	Guan Zhi Holdings Ltd.	所有 間接 89%	当社製品の 仕入販売	電子部品の販売	4,192	売掛金	3,273
	Gunze International Hong Kong Limited	所有 直接100%	当社製品の 貿易取引	債務保証 (注2)	2,083	—	—
関連会社	G&Uシステムサービス㈱	所有 直接 49%	情報処理の委託	資産の賃貸	418	—	—

(注1) グンゼ包装システム㈱、グンゼ開発㈱に対する資金の貸付については、利率は市場金利を勘案し決定しております。

(注2) 福島プラスチック㈱、グンゼ開発㈱、Gunze International Hong Kong Limitedの銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	568.54円
(2) 1株当たり当期純利益金額	10.35円

## 9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

グンゼ株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 南部 敏 幸 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 作花 弘 美 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グンゼ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グンゼ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を主として定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

グンゼ株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 公認会計士 南部 敏 幸 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 作花 弘 美 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グンゼ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室、CSR推進室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月13日

## グ ン ゼ 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 下 井 幸 夫 ㊟

社 外 監 査 役 亀 徳 忠 正 ㊟

社 外 監 査 役 井 上 圭 吾 ㊟

監 査 役 丹 原 英 夫 ㊟

- (注) 社外監査役井上圭吾氏は、平成25年11月5日社外監査役 杉山清次氏の健康上の理由による辞任に伴い、補欠監査役より社外監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、連結配当性向50%程度を目安に、中期的な業績見通しに基づき、安定的・継続的な利益還元を実現してまいります。この方針のもと、第118期の期末配当につきましては、下記の通りとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金7円50銭                      総額1,437,172,545円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月26日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こ だま のどか 児 玉 和 (昭和23年11月23日生)	昭和47年4月 当社入社 平成18年6月 当社 取締役に就任 当社 取締役兼執行役員、経営戦略部長、人財開発部長、CFO、CMAO、CHO代理 平成19年7月 当社 取締役兼執行役員、経営戦略部長、CFO、CMAO 平成20年6月 当社 代表取締役 常務取締役兼常務執行役員、経営戦略部長、CFO、CMAO、CHOに就任 平成21年4月 兼コーポレートコミュニケーション部長 平成22年4月 当社 代表取締役 常務取締役兼常務執行役員、コーポレートコミュニケーション部長、CFO、CHO 平成24年4月 当社 代表取締役 常務取締役兼常務執行役員、コーポレートコミュニケーション部長、CFO 平成24年6月 当社 代表取締役社長兼社長執行役員、COOに就任 (現任)	48,000株
2	はっ とり かず のり 服 部 和 徳 (昭和31年10月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社 取締役に就任 当社 取締役兼執行役員、プラスチックカンパニー長 平成23年4月 当社 取締役兼執行役員、プラスチックカンパニー長、CCO 平成24年4月 当社 取締役兼執行役員、経営戦略部長、CMAO 平成24年6月 兼CFO 平成25年6月 当社 常務取締役兼常務執行役員、経営戦略部長、CHO、CCSRO、CROに就任 (現任)	5,000株
3	あま の かつ すけ 天 野 勝 介 (昭和27年2月27日生)	昭和50年10月 司法試験合格 昭和53年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)、田村徳夫法律事務所入所 昭和58年4月 北浜法律事務所 (現北浜法律事務所・外国法共同事業)へ移籍 昭和60年1月 北浜法律事務所 (現同上) パートナーに就任 (現任) 平成15年2月 ㈱青山キャピタル 社外監査役に就任 (現任) 平成22年6月 当社 取締役に就任 (現任) 平成24年6月 ロート製薬㈱ 社外監査役に就任 (現任)	17,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	しら い あや 白井 文 (昭和35年5月23日生)	平成5年6月 尼崎市議会議員に当選 平成14年12月 尼崎市長に当選(平成22年12月まで) 平成23年6月 当社 取締役就任 (現任)	9,000株
5	すず き まさ かず 鈴木 昌和 (昭和29年10月29日生)	昭和60年4月 当社入社 平成18年6月 当社 執行役員、研究開発センター長 平成20年6月 当社 取締役就任 当社 取締役兼執行役員、研究開発センター長 平成22年4月 当社 取締役兼執行役員、研究開発部長 平成26年4月 当社 取締役兼執行役員、QOL研究所長(現任)	19,000株
6	ひろ ち あつし 廣地 厚 (昭和35年1月11日生)	昭和58年3月 当社入社 平成22年4月 当社 執行役員、アパレルカンパニーレグウェア事業本部長 平成24年4月 兼CCO 平成24年6月 当社 取締役就任 当社 取締役兼執行役員、アパレルカンパニーレグウェア事業本部長、CCO 平成25年1月 当社 取締役兼執行役員、アパレルカンパニーインナーウェア事業本部長、CCO 平成26年4月 当社 取締役兼執行役員、アパレルカンパニー長兼インナーウェア事業本部長、CCO (現任)	23,000株
7	ふる かわ とも み 古川 知己 (昭和28年12月30日生)	昭和53年3月 当社入社 平成24年4月 当社 執行役員、経営戦略部次長兼財務経理統括室長、CIO 平成25年6月 当社 取締役就任 当社 取締役兼執行役員、経営戦略部次長兼財務経理統括室長、CFO、CMAO、CIO (現任)	9,000株
8	あか せ やす ひろ 赤瀬 康宏 (昭和33年7月6日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社 執行役員、人事・総務部長、CHO代理 平成25年6月 当社 取締役就任 当社 取締役兼執行役員、人事・総務部長、CHO代理 (現任)	4,000株
9	※ おか のぶ や 岡 修也 (昭和34年8月28日生)	昭和60年4月 当社入社 平成22年4月 当社 繊維資材事業部長 平成24年4月 当社 執行役員、繊維資材事業部長 (現任)	5,000株
10	※ さ ぐち とし やす 佐口 敏康 (昭和36年11月14日生)	昭和59年3月 当社入社 平成19年7月 当社 プラスチックカンパニー営業統括部長 平成24年4月 当社 執行役員、プラスチックカンパニー長 (現任)	6,000株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 天野勝介、白井 文の両氏は、社外取締役候補者であり、原案どおり選任された場合、引続き東京証券取引所に独立役員として指定する予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由および責任限定契約について
  - (1) 社外取締役候補者の選任理由
    - ① 天野勝介氏につきましては、既に約4年間当社の社外取締役として、弁護士としての企業法務分野における豊富な経験・識見に基づき、当社取締役会の意思決定に際して、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での確な指導・助言をいただいております、引続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
    - ② 白井 文氏につきましては、既に約3年間当社の社外取締役として、長きに亘り市政運営に携わられた幅広い知識・経験と市民・消費者の立場から、当社取締役会の意思決定に際して的確な指導・助言をいただいております、引続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
  - (2) 社外取締役に就任してからの年数について
    - ① 天野勝介氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
    - ② 白井 文氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
  - (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について  
当社は、天野勝介、白井 文の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、当社に対して賠償すべき額は、金600万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い金額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 丹原英夫氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、浜村 眞氏は丹原英夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期満了の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はま むら まこと 浜 村 眞 (昭和25年11月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社 執行役員、グンゼ開発㈱ 代表取締役社長 平成20年8月 当社 執行役員、人事・総務部長 平成22年4月 当社 執行役員、経営戦略部長、CMAO 平成22年6月 当社 取締役に就任 当社 取締役兼執行役員、経営戦略部長、CMAO 平成24年4月 当社 取締役兼執行役員、アパレルカンパニー長、CLO 平成26年4月 当社 取締役兼執行役員、アパレルカンパニー長付、CLO (現任)	25,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役であった井上圭吾氏が平成25年11月5日付で社外監査役に就任したことに伴い、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、監査役員の補欠として三木秀夫氏の選任をお願いするものであります。また、三木秀夫氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
みきひでお 三木秀夫 (昭和30年6月18日生)	昭和59年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) (現任) 平成3年9月 三木秀夫法律事務所設立 (現任) 平成22年4月 大阪弁護士会副会長 近畿弁護士会連合会常務理事 日本弁護士連合会理事	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補三木秀夫氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 三木秀夫氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由および責任限定契約について
- (1) 三木秀夫氏につきましては、当社が社会において果たすべき役割を、公正・中立的な立場から判断いただき、当社の監査機能の一層の強化に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。三木秀夫氏につきましては、弁護士としての専門的な知識および幅広く豊富な実務経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
- (2) 当社は、現行定款第34条で社外監査役との間において、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、当社に対して賠償すべき額は、金600万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い金額を限度とする旨を定めております。これにより当社は、三木秀夫氏が社外監査役に就任した場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

#### 第5号議案 当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成18年6月29日開催の第110期定時株主総会において、株主の皆様のご承認により「当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成20年6月26日開催の第112期定時株主総会並びに平成23年6月24日開催の第115期定時株主総会において、これを一部改定した上、「当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）」（以下、「本方針」といいます。）を継続いたしました。本方針の有効期限が平成26年6月25日開催の定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとしていることから、平成26年5月13日開催の取締役会において、本方針を一部改定（以下、「本改定」といいます。）した上で更新し継続することを決議いたしました。

本改定では、昨今の買収防衛策の動向を踏まえて、以下の内容を改定しております。

- ①新株予約権プランが発動された際に大量買付者へ金銭的補償をしないことの明確化。
- ②新株予約権プランによる新株予約権無償割当の権利確定以降において大量買付者からの大量買付行為の撤回等、新株予約権プランの中止が妥当と特別委員会が判断した際に、新株予約権の無償買取により新株予約権プランを中止する場合があることの追記。

なお、本方針の改定および継続は社外取締役2名を含む取締役10名全員一致により決議され、社外監査役2名を含む監査役4名も本方針が適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

ただし、本方針は、株主の皆様にご承認いただくことを前提としており、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、その時点で自動的に廃止されることとなります。

本方針の骨子については下記の通りです。

## 1. 当社の支配に関する基本方針

当社グループは、「品質第一」と「技術立社」を基盤に、創業の精神である「人間尊重」、「優良品の提供」、「共存共栄」を企業理念として顧客起点の事業運営を行っております。この理念の下、企業の社会的責任（CSR）に積極的に取り組むとともに、各事業の商品、サービスを通して「お客さまに“ここちよさ”をお届けしていく」という強い意思をもち、「社会にとって必要とされる企業」「社会とともに持続発展する企業」を目指しております。

また当社グループは、企業価値向上を目指し、株主重視の経営姿勢を堅持していくことを基本に、収益性の向上、資本の効率化に取り組むとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、配当金支払い・自己株式取得等を通じて、中長期的な業績見通しに基づいた、安定的・継続的な利益還元を図っております。

一方、当社の株主のあり方については、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、会社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、上記のような取り組みを通して、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を図るためには、株主の皆様はもとより、お客様・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、発展させていくことが重要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、ステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが可能な者である必要があると考えております。

従って、当社グループの企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、以下の施策を実施し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に努めております。

### (1) 中期経営計画の推進

当社グループは、本年度より中期経営計画（CAN 20計画：第119期～第125期〈2020年度〉）を展開しており、『集中と結集』をキーコンセプトに、「SBU（戦略的ビジネスユニット）戦略による既存事業の選択と集中」、「CFA（クロスファンクショナルアプローチ）活動による成長・新規事業の育成、創出」、「成長戦略を支援する経営基盤強化」を基本戦略として、企業価値の向上を図っていくこととしております。

### (2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化を図るため、第110期（平成17年度）に執行役員制度の導入、取締役員数の削減を行うとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、第111期（平成18年度）に取締役任期を2年から1年に変更し、併せて経営の透明性の確保を図るため社外取締役の選任を行うなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

## 3. 本方針の導入目的

当社グループは、上述の通り、中期経営計画「CAN 20計画」の実行を通じて、企業価値・株主共同の利益向上に努めてまいりますが、昨今、株式持合いの解消、企業買収に関する法制度の整備等を背景に、取締役会と十分な協議や同意のプロセスを経ない企業買収が散見されるようになってきております。もちろん、このような企業買収であっても株主の皆様やステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、また買収提案の諾否は株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、こういった企業買収のなかには、十分な情報や時間を与えないもの、株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買収の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすものなども出てくる恐れがあると思われまます。

こうした事情に鑑み、企業価値の維持・向上を目的として、また株主の皆様が自ら適切な判断を行うのに十分な情報提供を受ける機会を確保し、不測の損害を被ることを防止するため、本方針を導入しております。

なお、現時点において、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けているわけではありません。

#### 4. 大量買付行為の基本ルール

当社取締役会が設定する大量買付行為の基本ルールとは、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）は、事前に当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報提供を行い、当社取締役会による評価（場合によっては代替案の提示を含む）、検討および交渉を行う一定期間を経た後に大量買付行為を開始する、というものです。

大量買付者は大量買付行為の基本ルールを遵守するものとし、当社取締役会による評価期間終了までは大量買付行為を開始できないものとします。

##### (1) 対象となる大量買付行為

本方針は特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）に対する買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為（いずれについても、予め当社取締役会の賛同を得ているものを除き、また市場取引、公開買付等の買付方法の如何を問いません。以下、「大量買付行為」といいます。）を対象とします。

##### 注1：特定株主グループ

- (1) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23項1項に規定する株券等をいいます。以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または
- (2) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

##### 注2：議決権割合

- (1) 特定株主グループが、注1の(1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または
- (2) 特定株主グループが、注1の(2)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等の所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

##### 注3：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## (2) 提供いただく重要情報

大量買付者には、大量買付行為を行う前に、下記項目を明記した意向表明書（以下、「買付意向表明書」といいます。）を、当社取締役会宛てに提出いただくこととします。ただし、大量買付者からご提供いただくべき重要情報は大量買付行為の内容等により異なりうることから、当社取締役会は下記項目以外の情報を「買付意向表明書」に記載するように大量買付者に求めることができますものとします。当社取締役会は、この「買付意向表明書」が提供された後、速やかに別に設置される特別委員会（特別委員会については「6. 透明性および公正性の確保」をご参照下さい。）の開催を要請し、10営業日以内に、特別委員会にてその内容を検討し、情報内容が不十分だと特別委員会が判断した場合は、追加情報の提供依頼を取締役会を通じて行います。なお、大量買付行為の提案があったことについては、大量買付者からの買付意向表明書提出後速やかに開示し、また、大量買付者より当社取締役会に提供された重要情報のうち特別委員会が相当と認めた事項については、同委員会が必要と認めた時点で、適時・適切にその全部または一部を情報開示いたします。

- a. 大量買付者およびそのグループの概要（名称、所在地、設立準拠法、国内連絡先、事業内容、財務内容等）
- b. 買収の目的、方法および内容
- c. 買収対価の算定根拠および買収資金の裏付け
- d. 大量買付者に対する資金提供者の名称および概要
- e. 買収後の当社グループの経営方針および事業計画
- f. 従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者の処遇方針
- g. コーポレートガバナンスへの取り組み
- h. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- i. その他、当該買付行為を客観的に評価するために特別委員会が特に必要と認める事項

### (3) 特別委員会による評価

上記の重要情報が十分に提供されたと特別委員会が判断した後、当社取締役会  
は、情報提供が完了した旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を  
大量買付者に発送し、その旨を速やかに情報開示すると同時に、特別委員会に対  
して大量買付者の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、大量買付  
者と当社取締役会の経営方針・事業計画等の比較検討等を要請します。また、当  
社取締役会は、必要があれば、企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点か  
ら、買収提案内容の改善のために、大量買付者と協議・交渉を行うことができる  
こととします。特別委員会は上記検討および当社取締役会と大量買付者との交渉  
の結果を踏まえ、買収提案内容および対抗措置について評価し、その理由を添え  
て、対抗措置発動の是非について当社取締役会へ勧告を行います。当社取締役会  
はこの勧告に従うものとしますが、取締役会として買収提案内容や大量買付者の  
属性・資力等を真摯に検討し、特別委員会の勧告内容について責任を持って評価  
いたします。その上で、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬が  
ある、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断し  
た場合は、特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。  
この場合は、特別委員会は再考に必要と認められる期間（最大14日とします。）  
を定め、別途情報開示いたします。

また、特別委員会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされ  
ることを確保するために、特別委員会は当社の費用負担により、独立の外部アド  
バイザー（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者な  
どの専門家等）からの助言を得ることができます。

特別委員会による評価・勧告、および当社取締役会による協議・交渉に要する  
期間は、情報提供完了通知を大量買付者に発送し、その旨を情報開示した日から、  
買収提案評価の難易に応じ以下の通りとし、具体的な評価期間については、大量  
買付者へ情報提供完了通知発送後速やかに開示します。ただし、当社取締役会が  
特別委員会に対して再考を促したときは、それぞれ最大14日間延長されるもの  
とします。

- a. <対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買収提案の場合>・・・60日間
- b. <その他の大量買付行為の場合>・・・90日間

## 5. 大量買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 対抗措置を発動する場合

特別委員会の評価・勧告の結果、当該大量買付行為が、以下のa～cに該当すると判断され、対抗措置の発動が相当と認められるとされた場合に限り、下記(2)新株予約権プランに記載されている通り、当社取締役会決議により新株予約権を発行する場合があります。ただし、それ以外の場合は、たとえ当社取締役会が当該買収提案内容に反対であったとしても、対抗措置の発動は行わず、直ちに対抗措置の不発動を取締役会で決議いたします。当社取締役会は、必要に応じて大量買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、大量買付者から大量買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、株主共同の利益を損なわない場合に限り、特別委員会の勧告もしくは取締役会の判断に基づき新株予約権の発行を中止することがあります。

- a. 大量買付行為の基本ルールが大量買付者により遵守されない場合
- b. 買収の内容が以下のように株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合
  - ・株式を買占め、当該株式について当社に高値で買取を要求する場合
  - ・当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行う場合
  - ・当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や返済原資として流用する場合
  - ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇を狙って高値で売り抜ける場合
  - ・上記の他、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による当社支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- c. 株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある場合

### (2) 新株予約権プラン

本方針に基づき株主に無償割当される新株予約権の概要は、以下の通りです。なお、当社取締役会の判断により、取得条項付新株予約権を割り当てる場合があります。

- a. 割当対象株主  
本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した際に定める日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。以下同じ。）。（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます。）

- b. 新株予約権の数  
割当対象株主の所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割当いたします。
- c. 新株予約権の目的とする株式の種類および数  
本新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、株式分割等により別途調整がない限り1株とします。
- d. 発行する新株予約権の総数  
割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます。）を上限とします。
- e. 新株予約権の発行価額  
株主に対する無償割当の方法によるため、発行価額は無償とします。
- f. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
本新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込み金額は1円とします。ただし、後記jに定める取得条項付新株予約権を割当てる場合は、払込みは必要ありません。
- g. 新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間は新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1ヵ月間～2ヵ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とします。また、行使期間の最終日が払込み取扱金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日を最終日とします。
- h. 新株予約権の行使条件  
①大量買付者、②その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者、および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者。当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、③その特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者。当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、もしくは④、①～③に該当する者から、本方針に基づき発行する本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または⑤、①～④に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）は、原則として本方針に基づき発行される本新株予約権を行使することができません。
- i. 新株予約権の譲渡  
本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とします。

- j. 当社による本新株予約権の取得  
当社取締役会は、当社が当社株式と引き換えに上記hに規定する本新株予約権を行使することが認められない者以外が保有する新株予約権を取得できる旨の取得条項を付すことができるものとします。ただし、本新株予約権の内容として、上記hで本新株予約権を行使することが認められない者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付すことはできないものとします。取得条項の詳細については、当社取締役会にて別途定めるものとします。
- k. 新株予約権プランの中止  
大量買付者による大量買付行為の撤回等により、新株予約権プランの中止が適当と特別委員会が判断した場合、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、割当期日の4営業日前までは新株予約権の発行を中止することがあります。また、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、当社取締役会は、当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の取得条項を付すことができるものとします。
- 1. その他  
その他新株予約権についての必要な事項は、当社取締役会にて別途定めるものとします。

## 6. 透明性および公正性の確保

### (1) 特別委員会

当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付ルールへの遵守状況や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性を確保するために、当社は社外取締役、社外監査役、社外有識者等の独立社外者からなる特別委員会を設置いたします。その概要は別紙をご参照下さい。

特別委員会は取締役会の諮問機関として、買収提案内容および対抗措置について評価し、その理由を添えて、対抗措置発動の是非について当社取締役会へ勧告を行います。当社取締役会はこの勧告に従うものとし、かつ当該委員会の勧告手続を必ず経なければならないこととし、公正性の確保に努めることとします。一方、当社取締役会は、買収提案内容や大量買付者の属性・資力等を真摯に検討し、特別委員会の勧告内容について責任を持って評価いたします。その結果、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

## (2) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針における対抗措置は、上記5.(1)「対抗措置を発動する場合」にて記載した通り、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設定しており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

## (3) 本方針の有効期限および変更・廃止

本方針は、本総会で株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、自動的に廃止されることとなります。本総会でご承認をいただいた場合は、本方針の有効期間は中期経営計画「CAN 20計画」第1フェーズ終了後最初の定時株主総会（平成29年6月開催予定）終結の時までとします。

なお、本方針は有効期限内であっても、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、本方針の変更が必要となった場合には随時見直しを行い、その内容を適時・適切に開示するとともに、直近で開催される定時株主総会にその変更内容につき株主の皆様のご承認をいただくこととします。

また、当社株主総会にて本方針を廃止する旨の議案が可決された場合、または当社株主総会にて承認された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、本方針は廃止されるものとします。従って、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。よって、本方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会構成員の過半数を交代させても、発動を阻止できない防衛策）ではありません。

## (4) 情報開示

特別委員会の評価・勧告内容およびそれに対する当社取締役会の評価・意見、新株予約権プランの発動並びに買収提案に対する取締役会としての代替案がある場合は同代替案等について、適時かつ適切に情報開示を行います。また、本方針について、各種法令や証券取引所の諸規則等の改正および株主総会の決議内容等により、所要の変更・見直しを行った場合は、その旨およびその内容につき、適時かつ適切に情報開示を行うこととします。

## 7. 株主・投資家の皆様に与える影響

### (1) 本方針導入時の影響

本方針導入時点においては、新株予約権の割当は行われませんので、株主・投資家の皆様に経済的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時の影響

特別委員会の勧告の結果、当社取締役会が株主共同の利益を守るために、上記5. (2)で記載した新株予約権プランを発動した場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株に対して本新株予約権が1個無償で割り当てられます。この新株予約権を行使するためには所定の期間内に付与された新株予約権の個数×1円の払込みのほか、所定の手続が必要となります。仮に、株主の皆様が、所定の期間内にその手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化することとなります。ただし、取得条項付新株予約権を割り当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割り当てられますので、払込みは必要なく、保有する株式も希釈化しません。ただし、大量買付行為が5. (1)に該当すると特別委員会が判断し、新株予約権プランが発動された場合には、5. (2)hの規定により新株予約権を行使することができないとされた者については、結果的に、法的小および経済的側面において不利益が生じることとなります。

(3) 新株予約権プラン中止時の影響

当社取締役会が本新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(4) 新株予約権割当に伴い株主の皆様に必要な手続

a. 名義書換

当社取締役会が新株予約権プランの発動を決議した場合、本新株予約権の割当期日を公告し、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権の割当がなされますので、株主の皆様におかれましては、その保有する名義書換が済んでいない当社株式については速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。

b. 新株予約権行使

本新株予約権の割当を受けた株主の皆様には、本新株予約権の行使請求書およびその他権利行使に必要な書類を当社より送付いたします。

本新株予約権の割当後、株主の皆様は、別途当社取締役会が定める権利行使期間内に、上記必要書類を提出した上で、本新株予約権1個につき1円を払込み取扱金融機関に払込むことにより、本新株予約権1個あたり、当社普通株式1株が発行されることとなります。ただし、取得条項付新株予約権を割り当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割り当てられますので、払込みおよび権利行使に必要な書類の提出等は必要ありません。

以 上

(別紙)

## 特別委員会の概要

### 1. 設置

特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成

- (1) 特別委員会の委員（以下、「特別委員」という。）は、3名以上とする。
- (2) 特別委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（会社経営者、投資銀行業務に精通するもの、弁護士、公認会計士、もしくは会社法を主たる研究対象とする研究者等）から委員選任基準（後述「6. 特別委員選任基準」参照）に従って選任されるものとし、その選任にあたっては企業価値に関する見識や、実務経験年数等を勘案して決定する。
- (3) 社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結するものとする。

### 3. 任期

任期は1年とし、重任を認める。

### 4. 役割

特別委員会は、以下に記載する事項について評価・決定し、その内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この勧告に従うものとする。ただし、当社取締役会は、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとする。

- (1) 買付意向表明書に記載された内容の検討、および追加提供情報の決定
- (2) 大量買付者から提出された資料に基づく買付内容の検討
- (3) 当社取締役会から提出された代替案の内容の検討
- (4) 当社取締役会による大量買付者との交渉・協議結果の評価
- (5) 新株予約権プラン発動の是非
- (6) 新株予約権プランの中止の決定
- (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項

なお、特別委員会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置するとともに、当社の費用負担により、独立した外部アドバイザー（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者などの専門家等）からの助言を得ることができることとする。

## 5. 決議

特別委員会の決議は、原則として、特別委員が全員出席（テレビ会議等による出席を含む）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、止むを得ない事由があるときは、特別委員会の議決権の過半数を有する委員が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

また、可否同数の場合は、委員長の決裁によりこれを決することができる。

## 6. 特別委員選任基準

特別委員に就任するものは以下の(1)～(6)のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当社の大株主（発行済株式総数の5%超）またはその利益を代表する者
- (2) 当社のグループ会社の取締役または従業員である（あった）者
- (3) 当社と重要な取引関係（当社が当該会社に対して物品または役務の対価として支払った金額、または当該会社が当社に対して物品または役務の対価として支払った金額の合計額が年間100百万円もしくは当該会社の連結売上高の2%のいずれか高い方の金額を超えている）がある、もしくは過去3年以内にあった別の会社の取締役、執行役または従業員
- (4) 当社のアドバイザー（顧問弁護士や経営コンサルタントなど）として、取締役および監査役としての報酬以外に高額（年間10百万円以上）の報酬を受取っている、もしくは過去3年以内を受取ったことがある者
- (5) (1)～(4)のいずれかに該当する近親の親族（2親等以内の血縁関係者もしくは同居する者）を有する者
- (6) 特別委員に就任してから、8年超を経過している者

## 7. 委員長の選任

特別委員会の委員長は特別委員の互選により選任するものとする。

## 8. 特別委員のご紹介

本件承認後の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

<社外取締役>

天野 勝介（昭和27年2月27日生）

【略歴】

昭和50年10月 司法試験合格

昭和53年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）、田村徳夫法律事務所入所

昭和58年4月 北浜法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）移籍

昭和60年1月 北浜法律事務所（現同上）パートナー（現）

平成15年2月 ㈱青山キャピタル社外監査役（現）

平成22年6月 当社取締役（現）

平成24年6月 ロート製薬㈱社外監査役（現）

白井 文（昭和35年5月23日生）

【略歴】

平成5年6月 尼崎市議会議員に当選

平成14年12月 尼崎市長に当選（平成22年12月まで）

平成23年6月 当社取締役（現）

※天野勝介、白井文両氏は社外取締役候補であります。

<社外監査役>

亀徳 忠正（昭和20年9月15日生）

【略歴】

昭和44年7月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行

平成9年6月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）取締役

平成11年4月 ㈱レナウン代表取締役常務

平成12年4月 同社 代表取締役専務

平成19年6月 ㈱丸井（現㈱丸井グループ）常勤監査役

平成23年6月 当社監査役（現）

平成23年6月 ㈱オーク製作所社外監査役（現）

井上 圭吾（昭和30年4月23日生）

【略歴】

昭和56年10月 司法試験合格

昭和59年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）

網本法律事務所（現アイマン総合法律事務所）入所（現）

平成25年11月 当社監査役（現）

以 上

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### 1. 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、前日までの書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも無効となります。

記

#### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- ④ インターネット等（電磁的方法）による議決権行使は、平成26年6月24日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

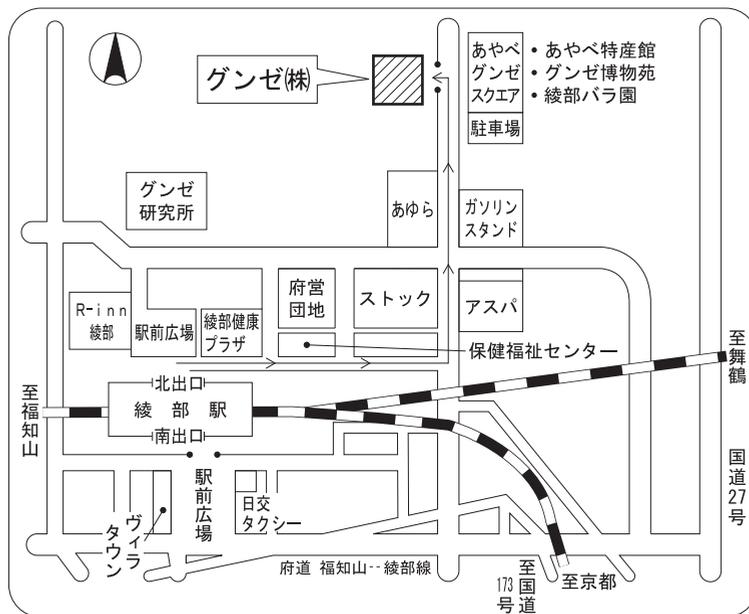
システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記3.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会 場 京都府綾部市青野町膳所1番地

ゲンゼ株式会社 本社講堂

電話 (0773) 42-3181

交 通 JR山陰本線綾部駅下車

徒歩約10分(北出口)